公表される感染者数は無機質なデータではありません。コロナにかかり苦しみ 不安を抱く生身の人の数です。その方には心配する家族や友人らがいます。誰も が感染する可能性があります。非難や差別はやめましょう。







横手市立大森病院 院長 小野



敬久 佐竹 秋田県知事



対して「学校に出てくるな」 も悪い影響が及びます。 や移住定住、企業誘致などに です。また、地域のイメージ 込むことになっていますの るひどいものがあります。言 悪質で、人間の尊厳を傷つけ ウイルスに関しては、非常に うような誹謗中傷がありまし 1月にクラスターが発生しま 小野大森病院長 した。その際、職員や家族に いと思いますが、相手を追い っている本人は気に留めてな 「職場に出てくるな」「スー やめてもらわないと大変 当院では、

うことです。正しく理解し・ 恐れ・対応する。そして、 いです。 いろんな言動をしているとい んが、正しくない情報を基に 分かったことは、地域の皆さ 的な言動はやめていただきた 今回のクラスターの発生で

め、感謝をしましょうという 家族、濃厚接触者らに対する ことを発信しています。 を支える方々への理解を深 こと、医療・物流など暮らし シングはやめましょうという 偏見や差別、SNSでのバッ を」ということで、 スと戦うすべての方々に感謝 感染者に的確な対応ができ 感染者や

ないと思います。 内でも誹謗中傷があることは が、新聞やニュースなどで県 では聞いたことはありません 角崎さん(学生) て当たっていかなければなら 互いを思いやる気持ちをもっ ロナにかかりたくてかかって そのとおりだと思います。 が左右されるということは、 るかどうかで地域のイメージ いる人は誰もいませんので、 私の周り コ はならないと思います。 業にそのイメージが伝わって 動しています。 しまいますので、絶対にして や県内に進出しようとする企 田で働きたいと思っている人 らしい県が、誹謗中傷でイメ っています。このような素晴 まわないよう責任をもって行 くにはとてもいい場所だと思 -ジが悪化してしまうと、 秋田県は自然が豊かで、

権や、 業権等が侵害されます。 侵害が生じます。個人の名誉 て拡散される被害が起きてい もが特定され、ネットを通じ 家族や勤務先などの情報まで 広める動きがあることです。 るかのように感染者を特定し 特徴的なのは、犯人探しをす みると、誹謗中傷により人権 塚本弁護士 法的な観点から また、コロナの誹謗中傷で 会社やお店、 病院の営

用する際には注意して、

ないうちに誹謗中傷をしてし

ともあります。

う負の側面があります。

も、日々の生活でSNSを利

ます。これにより個人のプラ

イバシー権の侵害が生じるこ

誹謗中傷ができてしまうとい

していますが、匿名で簡単に

若者の間ではSNSが普及

正しいとは言えません。 広まってしまいますが、 います。地方では噂がすぐに ことはあってはいけないと思 らくなってしまうなどという けではないのに、地域に居づ かかりたくてかかっているわ 知っています。誰もコロナに

につながります。10個の励ま めるものであり、 た。医療従事者にとってこの ような差別的な言動は心を痛 しの言葉があっても、1つの 意欲の低下 そういう地域であってほしい 加賀屋県PTA連合会長 と思います。 互いを理解し合えるような、

めがありますが、新型コロナ

様々な誹謗中傷やいじ

崩壊にもつながりかねませ 誹謗中傷の言葉で職員の心の ん。ぜひ県民の皆様には差別 離れてしまえば、地域医療の 温度は下がってしまいます。 また、医療従事者が職場を あります。 が流され、どれだけ傷ついた も感染されたお子さんの学校 かということは、察するに余 のを目の当たりにしたことが ご家族が大変な苦労をされる 名が公表されたことにより、 事実とは異なる噂

た方々には優しさを りあります。 PTA連合会では「感染し ウイル



祐文 秋田弁護士会 塚本



角崎

謝料など えますし、 場合、民事的な責任として慰 なりえま したとなれば業務妨害罪とも 名誉毀損罪や侮辱罪が成立し 責任を負うこともあります。 えられます。 こうし た権利侵害があった の損害賠償責任が考 お店の活動を妨害 また、 刑事上の

新型コロナウイルス感染症

誹謗中傷防止対談

化されず法的責任は免れませ たり誹謗中傷することは正当 したとしても、 反して県外に遊びに出て感染 不当に差別し

生を予防していくことです。 事なのは差別や誹謗中傷の発 及は事後的な対応です。不当 こういった啓発活動を通じて とは比べ物になりません。大 んし、人の記憶を消すことも ただ、 昔前のビラや張り紙 れた事実は消えませ 民事・刑事の責任追 ん。特にネットの影

をとり、 す。 互い 知 事 正しく理解していただきた \ \ \ ば感染リ 誹謗中傷を恐れ、 いにマスクをして距離 バスクは少ないことを 短時間の接触であれ 具合

傷を防ぐ ります。 がかかると思い、接触者につ ことになります。 り、結果として感染が広がる ず悪化するとか、周りに迷惑 が悪くても医療機関に相談せ も阻害されますので、 きず断ち切りができなくな いて話さないなどの事例があ 、運動の理解が得られ 感染ルー 感染症対策 トを追跡で 誹謗中

響力は一 できませ に差別さ

ではないでしょうか。 た認識をしている方も 未然に防ぐことにつながるの 社会全体の意識が高まれば、 医療従事者であっても間違っ 小野大森病院長 残念ながら いま

るよう、 はならないと思いま しっかりやってい

こんなことを てませんか?

それ誹謗中傷です。

https://www.pref.akita.lg.jp

対談の全文は、県ウェブ

「美の国あきたネット」の

サイト内検索でコンテンツ

番号『59590』を検索 🔍

※撮影のため、マスクを外しています。



コロナにかかった 感染者や発生施設職員との (らしい) と噂する 会話で話題にする



感染者やその勤務先 学校を探る



苦情の電話をかけたり SNSに書き込む



医療関係者や回復した方、家族 の出勤・登園・来店を拒む



別室での勤務や食事など他 の人と異なった扱いをする



不要不

-急の外出自粛要請に

目の前で相手が触れた 場所を消毒する



嫌がらせをする

♥ 感染された方や医療従事者らは過敏になっています。何気ない言動が相手を傷つけることがあります。これまでどおりの態度で接しましょう。

一人で悩まず ご相談ください みんなの人権110番 (全国共通人権相談ダイヤル)

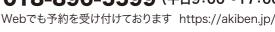
0570-003-110 (平日8:30~17:15) ※最寄りの法務局・地方法務局につながります。

法務省インターネット 人権相談

https://www.jinken.go.jp

法律相談 (秋田弁護士会)

018-896-5599 (平日9:00~17:00)



●秋田地方法務局では相談を受け、問題解決に向けたアドバイスを行ったり、人権侵犯事実が認められた場合に適切な措置を講じています。

あきた新型コロナ受診相談センター どこに相談してよいか分からない場合、土日、夜間等で医療機関が休診の場合は、 あきた新型コロナ受診相談センターへご相談ください

018-866-7050

24時間受付

018-895-9176

8:00~17:00(毎日)

●秋田弁護士会でも相談を受けています。とりあえず専門家の意見を聞きたいということでも構いません。

0570-011-567

8:00~17:00(毎日)

秋田県版 新型コロナ安心システム

県内の施設やイベント会場等で感染が確認された場合 必要な情報をLINEメッセージでお知らせします https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/50770



厚生労働省ホームページ





接触確認アプリ COCOA

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/ bunya/cocoa_00138.html